

船舶事故調査報告書

平成24年1月26日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 横山 鐵 男（部会長）
 委員 庄 司 邦 昭
 委員 石 川 敏 行
 委員 根 本 美 奈

事故種類	衝突
発生日時	平成23年10月17日（月） 12時18分ごろ
発生場所	静岡県浜松市浜名港沖 浜名港口離岸導流堤灯台から真方位160° 1.8海里（M）付近 （概位 北緯34° 38.7′ 東経137° 36.5′）
事故調査の経過	平成23年10月18日、本事故の調査を担当する主管調査官（横浜事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A 漁船 第七 ^{りょうとく} 漁徳丸、4.8トン SO3-22500（漁船登録番号）、個人所有 11.77m（Lr）×2.77m×0.92m、FRP ディーゼル機関、漁船法馬力数90、平成9年9月 B モーターボート ^{アソマー} ASOMARU、5トン未満 240-25852静岡、個人所有 6.80m（Lr）×2.56m×1.09m、FRP ガソリン機関、73.60kW（合計）、平成2年5月
乗組員等に関する情報	A 船長A 男性 43歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成5年4月20日 免許証交付日 平成19年11月12日 （平成25年4月19日まで有効） B 船長B 男性 60歳 二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和52年3月4日 免許証交付日 平成22年7月28日 （平成27年9月4日まで有効）
死傷者等	A なし B 負傷 2人（船長B及び同乗者B ₁ ）
損傷	A 船首下部擦過傷 B 左舷船尾部破口、操舵室上部欠損等
事故の経過	A船は、船長Aが1人で乗り組み、浜名港南方沖約6Mの漁場で操業を終え、帰航のため、浜松市舞阪漁港に向けて北進した。 船長Aは、操業時に切ったレーダーの電源を入れずに船橋内の椅子に腰を掛け、船首方から常に波しぶきがかぶる中、旋回窓を作動させて目視による見張りをを行い、速力約12ノットで自動操舵として航行した。

	<p>B船は、船長Bが1人で乗り組み、友人3人（以下「同乗者B₁」、「同乗者B₂」及び「同乗者B₃」という。）を乗せ、浜名港南方沖約1.8MIにある水深約35mの魚礁（以下「本件魚礁」という。）付近に錨泊して魚釣り中、船長BがB船の方に向けて航行するA船を南方に認めた。</p> <p>船長Bは、過去に本件魚礁付近で魚釣りをしていたとき、浜名港に向けて航行している漁船がB船に接近し、その場所にいると邪魔だという趣旨のことを言われたことがあったことから、また同じことをする漁船だと思って魚釣りを続けた。</p> <p>船長Bは、A船が進路を変えることなくB船に向かって接近してきたので危険を感じ、船尾の一段高くなっている所に上がり、A船に向かって手を振って叫んだが、平成23年10月17日12時18分ごろA船船首部とB船左舷船尾部とが衝突した。</p> <p>船長Aは、A船が急に止まったように感じ、船首方をのぞき込んだところ、B船及び同船の乗船者が見え、B船と衝突したことに気付いた。</p> <p>船長Aは、落水した船長B及び同乗者B₂を救助し、B船に残っていた同乗者B₁及び同乗者B₃をA船に移乗させたのち、B船をえい航して舞阪漁港に入港した。</p> <p>船長Bは頸部、右肋骨挫傷を、同乗者B₁は右肋骨骨折、頸椎、頭部及び右肘挫傷を負った。</p>								
<p>気象・海象</p>	<p>気象：天気 晴れ、風向 西～北西、風力 3～5、視界 良好 海象：波高 約2m</p>								
<p>その他の事項</p>	<p>船長Aは、本事故当日が平日で、風浪が強かったので、プレジャーボートが出ているとは思っていなかった。</p> <p>船長Aは、ふだん、レーダーを出航時に使用していたが、それ以外は電源を切ることが多かった。</p> <p>A船の船橋前面窓は、横に3枚の窓が並んでおり、左舷及び中央に旋回窓があった。</p> <p>船長Aは、ふだん、船橋左側の窓を開けて顔を出したりして見張りを行っていたが、本事故当時、波が立ち、船橋内に水が入ってくるため、窓を閉めていた。</p> <p>船長Bは、A船の船橋前面窓に人影を確認することができなかった。</p> <p>B船は、汽笛を装備していなかった。</p>								
<p>分析</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="515 1518 813 1568">乗組員等の関与</td> <td data-bbox="813 1518 1457 1568">A あり、B なし</td> </tr> <tr> <td data-bbox="515 1568 813 1617">船体・機関等の関与</td> <td data-bbox="813 1568 1457 1617">A なし、B なし</td> </tr> <tr> <td data-bbox="515 1617 813 1666">気象・海象の関与</td> <td data-bbox="813 1617 1457 1666">なし</td> </tr> <tr> <td data-bbox="515 1666 813 2027">判明した事項の解析</td> <td data-bbox="813 1666 1457 2027"> <p>A船は北進中、B船は錨泊して魚釣り中、浜名港南方沖において、両船が衝突したものと考えられる。</p> <p>船長Aは、前方に他船がないものと思い込み、適切な見張りを行っていなかったことから、B船に気付かなかったものと考えられる。</p> <p>船長Bは、南方から接近して来るA船を視認し、A船にB船の存在を知らせようとして手を振って叫んだものと考えられる。</p> </td> </tr> </table>	乗組員等の関与	A あり、B なし	船体・機関等の関与	A なし、B なし	気象・海象の関与	なし	判明した事項の解析	<p>A船は北進中、B船は錨泊して魚釣り中、浜名港南方沖において、両船が衝突したものと考えられる。</p> <p>船長Aは、前方に他船がないものと思い込み、適切な見張りを行っていなかったことから、B船に気付かなかったものと考えられる。</p> <p>船長Bは、南方から接近して来るA船を視認し、A船にB船の存在を知らせようとして手を振って叫んだものと考えられる。</p>
乗組員等の関与	A あり、B なし								
船体・機関等の関与	A なし、B なし								
気象・海象の関与	なし								
判明した事項の解析	<p>A船は北進中、B船は錨泊して魚釣り中、浜名港南方沖において、両船が衝突したものと考えられる。</p> <p>船長Aは、前方に他船がないものと思い込み、適切な見張りを行っていなかったことから、B船に気付かなかったものと考えられる。</p> <p>船長Bは、南方から接近して来るA船を視認し、A船にB船の存在を知らせようとして手を振って叫んだものと考えられる。</p>								

原因	本事故は、浜名港南方沖において、A船が北進中、B船が錨泊して魚釣り中、船長Aが、前方に他船がないものと思い込み、適切な見張りを行っていなかったため、B船に気付かず、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・レーダーを活用して、適切な見張りを行うこと。